

本宮市 地域防災計画

概要版



令和4年3月改訂



本宮市防災会議

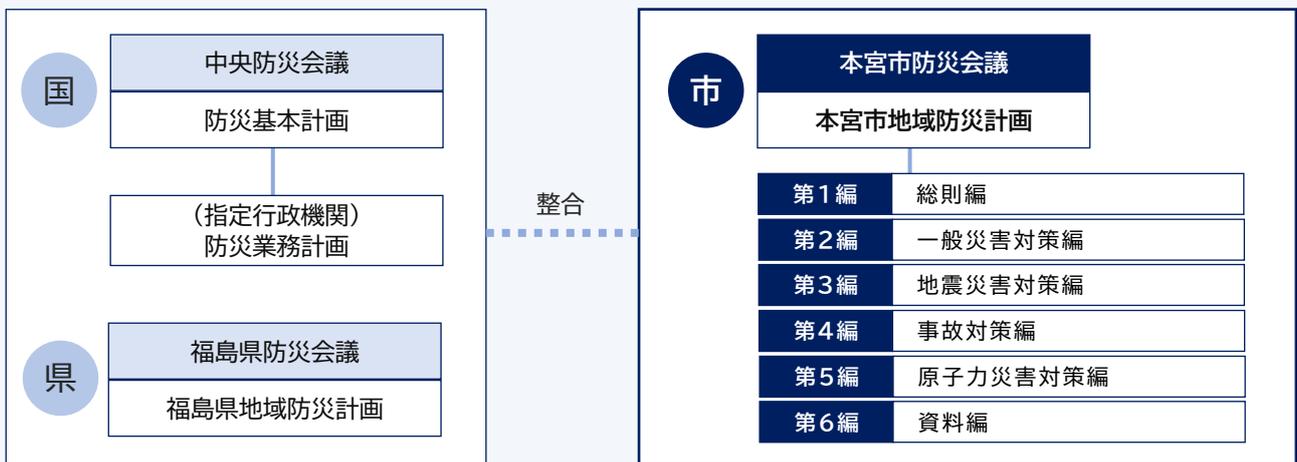
地域防災計画とは？

●地域防災計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本宮市防災会議が作成する計画で、市や防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所などが取り組むべきことや役割などが記載された、市の災害対策の基本となる計画です。

国や福島県の防災計画をふまえながら、地震や洪水などの自然災害や大規模な事故災害等による被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を守るための“日ごろからの備え”や“災害発生時の対応”などを定めています。

●本宮市地域防災計画の位置づけと構成



●令和元年東日本台風の課題や教訓、関係法令の改正などをふまえて修正を行いました

地域防災計画を策定した平成 27 年 3 月以降、全国各地で大規模な自然災害が発生し、新たな防災対策の課題が浮き彫りとなりました。

これら災害における教訓をふまえながら、関係法令や福島県地域防災計画等の関連計画等と整合の取れた計画とするため、本市では、令和 4 年 3 月に「本宮市地域防災計画」を大幅に改訂しました。

地域防災計画改訂の主な方針

①令和元年東日本台風をふまえた修正

令和元年東日本台風により 7 名の尊い命が失われるなど甚大な被害が発生したことを受け、本市では災害対応検証委員会を設置し、発災前後の市の対応や課題等について議論を重ねました。この中で得られた検証結果について、地域防災計画への反映を行いました。

②各種関連法令の改正や上位計画の見直しをふまえた修正

災害対策基本法や水防法など各種関係法令の改正や、上位計画である国の「防災基本計画」、「福島県地域防災計画」の見直しをふまえ、これらと整合を図りながら修正を行いました。

● 本宮市地域防災計画で想定する災害の種類

風水害・雪害

本市では阿武隈川をはじめ、多くの河川が流れています。本宮地区では度重なる河川の増水により浸水被害が発生しているほか、近年は短時間での集中豪雨による被害も発生しており、今後も台風・豪雨等による災害が発生するおそれがあります。

また、本市では大雪による被害が度々発生しており、今後も大雪により住家や交通、電力等に被害が発生するおそれがあります。



地震災害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本市においても震度 6 弱の揺れを記録し、道路、ライフライン、住宅、企業を始め、日常生活や経済活動に大きな被害を引き起こしました。

今後、東日本大震災と同程度の地震が発生した場合は、多数の死傷者や建物被害等が発生するおそれがあります。



土砂災害

本市では、土砂災害防止法に基づき県に指定された土砂災害警戒区域が 67 か所あり、台風や集中豪雨等によって土石流や急傾斜地の崩壊など土砂災害が発生するおそれがあります。



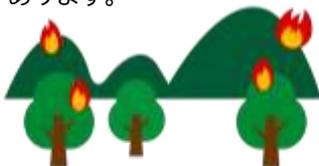
火山災害

本市西部に位置する安達太良山は活火山であり、明治 32 年～33 年に噴火がありました。本市は安達太良山の火山災害警戒地域に指定されており、噴火によって市域にも被害が発生するおそれがあります。



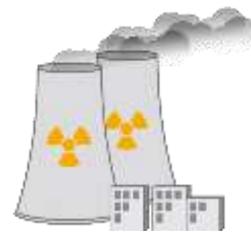
大規模事故

本市を走る鉄道での列車事故、道路事故、航空機の墜落、高圧ガス・毒物・劇物・火薬類など危険物の流出・爆発、大規模な火事・林野火災など、事故災害により市域に被害が発生するおそれがあります。



原子力災害

本市は、国や県において原子力防災対策の重点地域には定められていませんが、平成 23 年の原発事故に伴う原子力災害被災市として、住民等への情報提供や重点地域からの避難者受け入れ、住民の生命、身体及び財産を守るための対策を講じておく必要があります。



災害に立ち向かうためには、自助・共助・公助の取組が重要です！

東日本大震災では、自治体はもちろん地域が壊滅的な被害を受け、応急活動すらも取れない事態となり、公助による応急活動の限界が露呈しました。

こうした災害からの被害を抑えるためには、行政が行う公助はもとより、「自らの身は自分で守る」という**自助**、「地域住民が連帯し協力する」という**共助**が極めて重要になってきます。

安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現のため、行政や住民、事業者、町内会、自主防災組織等が共に信頼関係を築きながら連携・協力するとともに、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進していくことが大切です。



日ごろからの備え（災害予防）

災害による被害を最小限にとどめるためには、日ごろから対策を進めておくことが重要です。災害に強いまちづくりの推進に向けて、行政の事前対策（ハード・ソフト対策）だけでなく、地域の防災力の向上など、地域のみなさまとともに災害対策に取り組みます。

● 災害に強いまちづくりの推進

- ▶ 水害・土砂災害、風雪害、火災被害、地震災害など、あらゆる災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、河川改修、ハザードマップの整備、土砂災害防止のための工事、危険箇所の周知徹底、ライフライン関連施設の被災防止、耐震性の強化など、災害に強いまちづくりを推進します。

Point!

修正の
ポイント

危険箇所等の災害リスクの周知について見直しました！



ハザードマップの整備と周知

- ・雨水出水や土砂災害など、各種ハザードマップ等の整備と周知



水害リスクの周知

- ・過去の浸水実績(水害リスク情報)の住民等への周知



● 地域防災力の向上

- ▶ 自主防災組織の育成や企業防災の推進、防災訓練の実施等により、災害時に地域住民が互いに助け合う体制づくりを支援します。
- ▶ 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となります。そのため、災害の知識をはじめ、家庭等における備蓄や非常持ち出し品の準備、避難場所の周知徹底など災害に備えた行動等の普及・啓発を推進します。



Point!

修正の
ポイント

防災知識の普及・啓発や防災訓練の見直しを行いました！



住民等に対する防災教育の強化

- ・普及・啓発方法や内容の具体化(備蓄、適切な避難行動、避難場所、危険箇所など)
- ・自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進
- ・企業防災の強化(企業経営者から従業員に至る一貫した防災意識の高揚)



防災訓練の充実化

- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大下における避難所設置・運営の訓練や土砂災害に対応した防災訓練の実施の追加

● 災害時への備え

- ▶ 防災情報通信網や気象等観測体制を整備し、県や防災関係機関と連携した災害情報の収集伝達や、住民等への情報発信強化に取り組みます。
- ▶ 食料や飲料水、生活物資の調達・確保、防災施設資機材や備蓄倉庫等の整備など、各種物資の確保に取り組みます。
- ▶ 避難計画の策定や避難路の選定、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、避難所の環境や運営の整備等、避難者の受け入れ体制を整備します。
- ▶ 大規模災害が発生した場合、本市だけで災害対応を行うことは困難です。そのため、国や県内外の自治体、民間事業者・団体と応援協定を締結し、受援体制を整備します。

Point!

修正の
ポイント

国や県の計画の見直しに合わせ、避難対策の見直しを行いました！



避難計画

- ・避難指示等を発令する基準の設定
- ・学校、医療機関等における避難計画の充実



避難者の受入体制の強化

- ・給水・給食、毛布、寝具等、衣料、日用必需品等の物資や環境整備、ペットとの同行避難への支援
- ・避難所の運営管理(秩序の維持、感染症対策への備えなど)
- ・要配慮者に対する支援



● 要配慮者対策の充実

- ▶ 災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）が犠牲になる場合が多いことから、要配慮者の防災対策を積極的に推進します。

Point!

修正の
ポイント

避難行動要支援者の「個別避難計画」の策定について盛り込みました！



個別避難計画とは？

- ・要配慮者のうち、避難等に支援を要する「避難行動要支援者」ごとにそれぞれ個別に作成する避難計画
- ・避難行動要支援者本人と避難支援等実施者の同意を得た上で関係者が共有し、迅速な避難の支援を行う



災害発生時の対応（災害応急対策）

大規模災害発生時（または発生するおそれがある場合）、市は速やかに災害対策本部を設置し、災害情報の収集・発信や避難情報の発令、避難所の開設を行い、地域のみなさまの命を守るための対策を行います。

また、災害時は市や消防・警察等の防災関係機関による防災活動のみならず、自主的な情報収集や避難など、地域のみなさまによる自発的かつ組織的な防災活動も重要です。

● 災害時の応急活動体制

- ▶ 風水害や地震災害、その他大規模火災等の災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び救護、安全確保を行うとともに、災害時の応急活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置し平時と異なる全庁的な体制を速やかに確立します。
- ▶ 市だけでの対応が困難な場合は、国や県、防災関係機関、自衛隊、協定を締結する民間事業者等に応援・協力を要請します。

● 情報の収集・伝達と災害広報

- ▶ 気象予警報に関する情報や河川の水位、地震情報等、災害に関する情報を収集するとともに、避難情報や指定避難所の開設に関する情報等を、様々な手段を用いて住民に伝達します。
- ▶ 様々な環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（防災ラジオを含む）のほか、広報車、市ホームページ、SNS、緊急速報メール、テレビ、ラジオ（FM Mot. Comもとみや含む）等の活用等により、多様な手段で住民に伝達します。

Point!

修正の
ポイント

過去の災害の教訓をふまえ、情報伝達の手段や方法の見直しを行いました！



情報の伝達手段

- ・SNS の活用をはじめとした、伝達手段の多重化、多様化
- ・防災ラジオの普及促進や有効活用の方法の周知



情報の伝達方法

- ・伝達・広報の際は情報の伝え方（放送開始時の音楽や声のトーンなど）を工夫し、できるだけわかりやすく簡易な用語を用いる（外国人や要配慮者にも配慮する）



● 避難対策

- ▶ 大規模災害により、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、避難情報等を発令するとともに、指定避難所を開設するなど、安全な場所に避難を促し、災害から住民の身を守ります。

- ▶ 被災した方が安全・安心に暮らせるよう施設管理者や避難者と協力し、指定避難所を運営します。
- ▶ 災害発生時に様々な困難に直面することが予想される「要配慮者」に対し、情報の伝達、避難行動、避難所における福祉サービスの提供など、場面ごとに適切な支援を行います。

Point!

修正の
ポイント

避難情報の種類や避難所運営の見直しを行いました！



避難指示等の発令

- ・国や県からの情報もふまえた柔軟な避難指示等の発令(空振りをおそれず、早めに出す)
- ・災害対策基本法の改正(2021年5月20日施行)に伴う避難情報の変更

警戒レベル	改正前	改正後
5	災害発生情報	緊急安全確保
4	避難指示(緊急) 避難勧告	避難指示
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難

- ・避難指示等の要否を検討する情報の更新(浸水・洪水・土砂キキクル等の活用)



避難所運営の見直し

- ・市民以外の方の避難所への受け入れや避難所におけるペットの飼育場所の確保
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染症対策(レイアウトや導線等の配慮)
- ・男女のニーズの違い等多様な視点にも配慮した避難所の環境整備と運営・管理
- ・在宅の避難者ややむを得ず車中生活を送る避難者に対しても、避難所で食料や生活必需品、情報を提供



● 生活支援

- ▶ 被災した方に対して食料や生活必需品の供給、応急給水活動を実施するほか、上下水道、電力、ガス、通信等、生活関連施設の応急対策や応急仮設住宅等の提供支援等を行い、住民の生活の安定化を図ります。
- ▶ 被災した方々の保護と社会秩序の安定化に向け、防疫・保健衛生活動、災害廃棄物等の処理、学校等の文教対策、災害ボランティアとの連携などにも取り組みます。

Point!

修正の
ポイント

被災した方々へ迅速な支援を行えるよう計画を見直しました！



被災者支援

- ・応急的な住まいの確保の強化(応急仮設住宅の建設や住宅の修理)
- ・被災者生活再建支援金の支給対象の拡充(中規模半壊世帯の追加)



災害からの復旧

大規模災害時は多数の住民・施設が被災し、地域社会が混乱に陥ることが予想されます。被災施設の迅速な復旧に努めるとともに、被災した方が一日でも早く自力で生活できるよう、生活安定のための各種支援を行います。

● 公共施設等の復旧

- ▶ 災害により被災した施設は、再度災害による被災を防止するため必要な施設の設計または改良を行うなど、将来の災害も見据えた復旧を行います。

● 被災地の生活安定

- ▶ 被災された方への支援のため、住宅の確保、職業のあっせん、義援金の配分、災害弔慰金の支給等を行います。
- ▶ 被災した中小企業や農林水産事業者に対し、融資制度等による支援を行います。

いざというときの災害に備え、
日頃から防災マップを確認しておきましょう



本宮市防災マップ2022

洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域、火山ハザードマップ、ため池ハザードマップなどのほか、各種防災情報を一冊にまとめた資料です。災害はいつ発生するかわかりません。日ごろから準備しておき、危険を感じたら早めに自主的な避難を心がけましょう。



本宮市地域防災計画【概要版】

令和4年3月

発行・編集 本宮市防災会議（本宮市 市民部 防災対策課）
〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212
電話：0243-24-5365（直通） FAX：0243-34-3138